

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和2年11月16日（月）16:17～16:37
- 2 場所 中央合同庁舎4号館12階1214特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

坂本 哲志 内閣府特命担当大臣（地方創生）

藤井 比早之 内閣府副大臣

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜有識者＞

南雲 岳彦 規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ座長代理

＜関係省庁＞

葉梨 康弘 農林水産副大臣

大島 英彦 農林水産省経営局参事官

望月 健司 農林水産省経営局農地政策課長

＜事務局＞

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官

黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

井上 卓己 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農業委員会と市町村の事務分担に係る特例について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、2コマ目の「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例の全国展開について」を開催させていただきたいと思います。

資料につきましては、事務局と農林水産省から御提出いただいております、いずれも公開、また、本日の議事についても公開ということでさせていただければと思っておりますが、八田座長、よろしいでしょうか。

○八田座長 はい。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、八田座長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それでは、メンバーは全く替わりませんので、1コマ目に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から御説明をいたします。

○井上参事官 それでは、内閣府の地方創生推進事務局の井上より、御説明したいと思います。

資料の2-1を御覧ください。農業委員会と市町村の事務分担特例の内容が書いてございます。

御承知のとおり、農業委員会は、ほとんどの市町村に設置されております行政委員会でございますが、農地の所有権等の権利移転や農地の転用などの申請受付など、様々な事務を行っているところでございます。

この農業委員会と市町村の事務分担特例は、左側でございますように、農地法第3条で認められております「農地の所有権などの権利移転について、農業委員会の許可を受けなければならない」とされておりますが、国家戦略特区におきましては、市町村と農業委員会の合意に基づきまして、この農地の所有権等の権利移転につきまして、「農業委員会の許可事務を市町村に移管できる」と、そういう特例を設けております。

これによりまして、農地の権利移転に関する許可事務のスピードアップを図るとともに、農業委員会が農地の斡旋でございますとか遊休農地の解消等の業務に注力し、地域における農地の流動化の円滑化を図っていこうと、そういうものでございます。

現在、この特例を平成26年ないし平成27年から養父市、新潟市、愛知県常滑市の3市が活用しておりますので、その成果について、資料の2-2に基づきまして、御報告をさせていただきますと思います。

まず、定量的な成果でございますが、資料の2-2の1ページでございますが、養父市、新潟市、愛知県常滑市の実績が書いてございます。

それぞれの延べ処理件数は、養父市で300件、農地面積40ヘクタール、事務処理期間が11.7日短縮しております。新潟市におきましては、延べ処理数は合計約1,000件、農地面積354ヘクタール、事務処理期間が19.6日短縮しております。愛知県常滑市におきましては、延べ処理件数は合計152件、農地面積が27.2ヘクタールで、事務処理期間が5日短縮ということで、それぞれ当初の狙いどおり、相当規模の農地の権利移転の許可事務について、事務処理期間の短縮、スピードアップが図られているところでございます。

次に、3ページでございますが、3市に対して今年の7月に行ったアンケート調査の結果になります。

事務処理期間については、一つ目の○にありますように、事務処理日数が短縮された農業委員会の総会に議案として諮る手間が減ったという回答があったところでございます。

また、二つ目の○でございますように、事業実施の円滑化、利便性の向上につきまして、特例農業法人の設立を円滑に進めることができ、企業の参入を進めることができた、また、移管後は、月1回、農業委員会の総会が大体あるわけでございますが、そこに合わせるのではなくて、随時受付をして、そういう権利移転の許可をできるということができるようになり、処理期間の短縮をして、農地の流動化を加速させることができたというようなことでございますとか、申請者側にとっても、農家にとって申請から許可までの時間が短縮されたことで、農業経営上の効果も上がったというような声が上がっております。

それに、農業委員会の業務効率化の観点では、これも先ほどと重なりますが、毎月の農業委員会の議案審議時間がその分短縮されまして、かつ、短縮した部分を、場合によっては、研修会の開催でございますとか、農地相談や農地パトロールなど現場活動に回すことに注力できることになったということで、いずれも定性的な面におきましても、この特例を活用している3市におきましては、申請者の利便性の向上や、農地の流動化に、この特例というのが大きく寄与しているものと私どもとしては考えております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○望月課長 農地政策課長の望月でございます。

私のほうから、資料2-3につきまして御説明申し上げます。

ただ今、内閣府から御説明があったとおり、この特区法の中におきましては、原則農地の権利移動、所有したり、買ったり、借ったりする場合の3条許可事務につきまして、市町村長と農業委員会が合意した場合には、市町村長が分担できるということでございます。

特例の狙いもここに書いてございますが、農地の斡旋、遊休農地の解消等に注力することができて、地域の農地の流動化が円滑に進むということでございます。

特例活用市町村は、先の内閣府の説明もあったとおり、養父市、新潟市、常滑市の3市でございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。実は私ども、平成27年に農業委員会法を改正しております。その概要でございますが、法改正の趣旨でございますように、農地利用の最適化をより良く果たせるようにするためにということがございます。

農地利用の最適化とは何だということでございますが、真ん中に※印あります。担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進といったこの三つの業務につきましては、従来は任意であったものを、この農業委員会法の改正におきまして、必須業務としているということでございます。

そして、その必須化に当たりましては、農業委員とは別に、この農地利用の最適化業務を専門的に担う農地利用最適化推進委員を新設し、現在約1万8000人の方々が活動されているという状況でございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明を受けて、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 確認したいのですが、農林水産省の今の御説明ですと、特区のほうで提案している市町村との分担と言いますか、そういう業務分担について、それぞれに合意があれば、これは、そのようにやってよろしいと解釈していいのでしょうか。

つまり、頂いた資料から何ら反対するような見解というのが読み取れなかったの、そこを確認させてください。

○大島参事官 今日の資料の2-3は、現況の制度のフラットな説明をさせていただいた資料になってございます。

ちょっと率直なこと申し上げますと、今回11月16日のこのワーキンググループで、農業委員会の事務負担特例の議論をしますという話を先週初めて正式に承っておりまして、まだ私どもも、これは農業委員会の組織の在り方に関わる問題でもありますので、しっかりと農業委員会系統とも議論をしないといけないし、様々なファクトファインディングをしないといけないということかなと思っておりますが、まだ、ちょっと手が正直回っていないところがございます。

御議論いただく上で、私どもがしっかりと見ておかなければいけないという話につきましては、3点あるかと思っております。

1点目は、望月課長がお話しさせていただきましたように、既にこの特区の3自治体の特例が動き始めた後に、農業委員会法改正の中で、農地利用最適化推進委員という新しい現場実務を担う方々というのを別途カテゴライズして設けて、農業委員のほうの許可事務に係る二つの仕事をやらないで、むしろ、法令事務のほうに専念できるような形にした、そのことと今回の様々な先行的に動いてきた、この3特区の実例について、この特区が回ってきた後の制度改正との関係で、まず、どう評価するかという御議論があらうかと思っております。

2点目は、おそらく本間先生がおっしゃられたのは、全国展開してもいいのではないかとということとおっしゃられたということだと思いますけれども、3自治体以外でも、もう合意さえすればできるということではありますが、特区に限らず、僕たちもやらせてよというようなお話は、少なくとも今のところ、私どもは頂いていない。それは、一つの傍証材料だということですが、一つあるかなと思っております。

あと、3点目なのですが、これは杞憂というレベルであれば、また、それはそれで結構なので、色々と内閣府なり先生方の御意見も承ってまいりたいと思っておりますが、農業

委員会がやっておりました許可事務を市長部局のほうに引き上げるということについて、それはそれで一つの考え方、整理なのかもしれませんが、今回のこの農業委員会法改正の中で、望月課長から申し上げなかったことで補足して申し上げると、この改正の中の大きな一つのポイントとして、農業委員の中に認定農業者の方を過半にしましょうという委員構成ルールを導入させていただいたところでございます。

これは要は、しっかりとこれからその地域の農地を、まさに中心的な担い手として担う方が、農地業務の在り方についてしっかりと意見を言えるようにしようということでもございますので、こういった考え方自体は大事な考え方なのではないかなと思っております。

そこを置いておいても、なお市長部局のほうに振り向けないとなかなか全体の農業委員会の事務が回らないということが、もし、仮にファクトとしてあるのであれば、それはまた御相談かなと思いますけれども、そこはまず、しっかりと見させていただきたいと思えますし、この認定農業者を中心に、しっかりと農地のあるべき姿を議論するという新しい農業委員会法の改正の考え方、それはそれで大事でございますので、それとこの特例との関係をどう整理するかというのはあろうかと思えます。

私、実は、関東のある市役所に出向していたときに感じたのは、市長部局に対する転用圧力の強さです。これは軽視できない現実だと思います。

特区の3自治体における3条許可事務の在り方について、日数が減ったということにとどまらず、運用の実態も含めて、その制度の前と後と比べてどうなのか、あるいは全国の平均的な運用の形と比べてどうなのか、何か制度を回す前に想定してなかったような不都合が生じていないかどうかというのは、しっかりと見させていただきたいと思っております。事務処理日数が短縮できたかだけで論じるべき問題でもないと思えます。

○八田座長 ありがとうございます。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 全て市町村に移譲するという話ではなくて、あくまでも合意を前提としているわけです。これは全国でそれぞれ事情は違うと思うのです。だから、地域によってこういうニーズもあれば、あるいはそんなことは必要ないという話も出てきて、全国展開と言っても一律にやるわけではないので、是非ここは合意ということを前提に前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○大島参事官 おっしゃっていることはよく分かりますが、他方で、この秋、規制改革推進会議の農林水産ワーキンググループとの関係でも、農業委員会法改正の後の運用実態等も見ながら、今後の農業委員会の在り方について、また、私どもと議論したいというお話も頂いておりますので、そのような他のチャンネルで動いております大きな議論もまた含めながら、よくよく私が申し上げたようなことについては、まず、検証もさせていただきたいと思えますし、また、内閣府とも議論をさせていただきたいと思えます。

○八田座長 それでは、今、規制改革推進会議との話も出ましたので、南雲委員からも御意見を伺わせていただきたいと思います。

○南雲委員 ありがとうございます。是非一緒に御検討をいただければと思います。

それで、これも今日初めて見ているところもあるので、背景を必ずしも全部知っているわけではないという前提で申し上げますけれども、やはり、許可の日数が申請から20何日かかっているというものというのは、民間の感覚からすると異常だと思うのです。

ですので、農業委員会の意見を聞くということも確かに必要なだけけれども、権利の移転をしようとしている人、申請者のほうの立場、つまりユーザーオリエンテーションをユーザーのほうから見たときにどうなのかという視点も入れないと、バランスはよろしくないのだと思うのです。

狙いはやはり、農業を普通の産業としてちゃんと成長させていく、健全化させていく、国際競争力を付けていくということなので、その観点から考えたときに、事業がやりにくい業種であってはならないわけですね。でも、この20何日というのは、普通に考えれば、事業をやりにくいというほうにカウントされるのだと思うので、これを解決する手段として、今、挙がっている方法が否定されるかどうかというのは、よく考えたほうがいい。もし、そうではないという方法があるのだったら、今、国家戦略特区の議論で出ていることを超えて、規制改革推進会議の中も含めて、では、どうするのかというふうにクリエイティビティを發揮しないと、議論のための議論をやることになってしまうので、それは時間の無駄だと思うのです。

ですので、大きな目的に照らし合わせ、ユーザーがどう見えているのかという観点は大切かと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

検討に当たっては、その点も、是非考慮していただきたいと思います。

それでは、他に委員の方から御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、多少時間は早めですけれども、坂本大臣からお話を頂きたいと思えます。

○坂本大臣 ありがとうございます。

養父市、新潟市、常滑市の3市におきましては、本日の報告にもありましたが、特区の特例を活用し、農地の権利移転に関する事務処理期間の短縮、負担軽減といった業務効率化が図られており、農業委員会の本来の役割である農地の集積や遊休農地の解消などに大きく貢献していると認識をしております。

農林水産省におかれましては、このような国家戦略特区において大きな成果を上げている本特例措置の全国展開を含めた今後の在り方について、本日のワーキンググループでの議論も踏まえながら、できるだけ速やかに結論を得られるよう検討を進めていただくよう、お願い申し上げたいと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、葉梨副大臣、お願いいたします。

○葉梨副大臣 先ほどの農地の議論もそうだったのですけれども、この農業委員会の制度というのは、もう坂本大臣は御存じのとおり、やはり歴史を引きずっているものがございます。

戦後、やはり農地の有効活用のために、農業者が判断すべきだということで、公選制が取られました。

ただ、やはり、そうは言っても、土地持ち非農家的な者も増えてきたものですから、平成27年の農業委員会法改正によって、先ほど望月課長も説明いたしましたように公選制がなくなりまして、大島参事官が説明しましたように、認定農業者を過半にする、しかも、農地利用最適化推進委員というのを新設にして、これは、市町村長が農業委員を指名するという形になったのですが、さらに農地利用最適化推進委員を新設することによって、許可事務に係る農業委員会の負担をある程度軽減するというような形で、かつ、それでも農業委員、そういった農地の最適化とか移転については、認定農業者を過半とする農業委員会において判断しましょうという形で、平成27年に法律が改正されました。

それを、例えば、改正されたばかりなのですが、その前にこちらの国家戦略特区の法律がございまして、合意をすれば、市町村部局に全部その事務を渡してしまっていていいですよということになると、この平成27年の改正の趣旨といったものは一体何だったのだろうかということにもなりかねませんので、そこをよく整理をしないといけないかなと思います。しっかりとそこは整理をさせていただきたいと思います。

○八田座長 それでは、藤井副大臣からお願いいたします。

○藤井副大臣 農地を有効に活用するために、農業委員会と市町村の事務分担を見直し、農業委員会が重点業務に取り組むことができるようにした国家戦略特区の取組は重要であると承知をしております。

規制改革推進会議においても、農地利用の最適化をいかに図っていくかは重要なテーマであると認識しておりまして、農業を強くし、地域経済を活性化するために何をすべきか、引き続き議論を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○八田座長 ありがとうございます。

他に御意見、御発言はございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。本日は、ここまでとさせていただきたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、本特例の取扱いについて、農林水産省と事務局で、引き続き検討していただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。